

# ソフトウェア使用許諾契約書

## I. 一般契約条項

本契約は、貴殿（以下「お客様」といいます。）とスター精密株式会社および／またはその子会社（以下併せて「スター」といいます。）との間で締結されるもので、ソフトウェア（スターにより提供されるいかなる付随的書類をも含む。以下「本ソフトウェア」といいます。）の使用許諾に関する条件を規定するものです。本契約は、スターとの間で別のライセンス契約に基づき使用許諾または提供されるソフトウェア、ファームウェアまたはクラウドサービスには適用されません。

お客様が企業またはその他の法人を代表して本契約を締結する場合、お客様は当該法人を本契約に拘束する権限を有することを表明するものとし、この場合、「お客様」または「お客様の」という用語は当該法人を指すものとします。

本ソフトウェアをインストールまたは使用する前に、本契約をよくお読みください。本ソフトウェアをインストールして使用することにより、お客様は以下に同意したものとします。

- (1) 本契約を読み、理解したこと
- (2) お客様が18歳以上であること、または拘束力のある契約を締結することができる法的年齢に達していることを表明すること
- (3) 本契約を承諾し、各条項に法的に拘束されること

本契約の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをインストールすることはできません。

### 1. 許諾された使用方法

スターは、本契約の期間中、お客様に対し、本契約の条項に基づき、自己使用を条件として、以下の行為を行う非独占的、移転・譲渡不可な本ソフトウェアの使用を許諾します。

- (1) 以下の目的で、本ソフトウェアのシングル・コピーをダウンロード、インストール、使用すること
  - (ア) お客様が購入された互換性のあるスター製品（以下「スター製品」といいます）との通信のために、お客様が所有または管理されている互換性のあるデバイス（以下「デバイス」といいます。）上で、本ソフトウェアのマニュアルに厳密に従って、お客様自身の内部事業目的に使用するため
  - (イ) 本ソフトウェアが最初にインストールされたスター製品、またはスターが最初に本ソフトウェアの使用を可能にしたスター製品上で、お客様自身の内部事業目的のために、本契約および本ソフトウェアの付属資料で指定または参照されている制限に沿って、事業活動を行うため
- (2) インストール、アーカイブまたはバックアップの目的で本ソフトウェアを複製すること、および本ソフトウェアのマニュアルに記載されている使用目的のために十分な数のコピーを作成すること、ただし、全ての所有権および商標、著作権、制限付き権利の表示がそのようなコピーに複製されることを条件とします。

### 2. 使用の制限

お客様は、本契約に別段の定めがない限り、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 本ソフトウェアを、リバース・エンジニアリング、逆アSEMBルまたは逆コンパイルすること、その他本ソフトウェアにおける機密情報を開示しようとする事
- (2) 本ソフトウェアの全部または一部について、複製、再製、改変、変更または二次的著作物を創作すること

- (3) 本ソフトウェアを、第三者に対し、再使用許諾、譲渡、賃貸、リース、貸与、再頒布すること
- (4) 本ソフトウェアを前項に規定した目的以外で使用する
- (5) 本ソフトウェア（そのコピーを含む）から、商標、著作権、商標、特許、その他の知的財産権または所有権の表示を削除、消去、変更、または不明瞭にすること
- (6) 本ソフトウェアに含まれる、または保護されているコピー防止機能、権利管理機能、またはセキュリティ機能を削除、無効化、回避すること、またはその他の方法で回避策を作成または実施すること

### 3. 権利留保

本契約の目的は、本ソフトウェアの使用許諾であり、本ソフトウェアの販売、譲渡または移転ではありません。お客様は、本契約に基づいて本ソフトウェアの所有権を取得するものではなく、また、本契約に基づいて付与されたライセンスに従って本ソフトウェアを使用する以外のいかなる権利も取得するものではありません。スターは、本契約でお客様に明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェアに含まれるすべての著作権、商標権、その他の知的財産権を含む、本ソフトウェアに関するすべての権利、権原、利益を留保します。

### 4. お客様情報の収集と使用

お客様は、お客様が本ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用する際に、スターが自動的に手段を用いて、お客様の所持するスター製品およびデバイスに関する情報、ならびにお客様の本ソフトウェアの使用に関する情報を、スターの内部事業目的およびスター製品と本ソフトウェアの維持、整備、改善のために収集することがあることを了承するものとします。

お客様情報の収集と使用に関する事項の詳細は以下をご参照ください。

アプリケーション・プライバシーポリシー：<https://www.star-m.jp/prjump/000152.html>

### 5. アップデート

スターは、独自の判断により、随時、アップグレード、バグフィックス、パッチ、その他のエラー修正や新機能を含むソフトウェアのアップデートを開発し、提供することができるものとします。（以下「アップデート」といいます）。アップデートにより、特定の機能が変更または削除されることがあります。なお、スターが、アップデートを提供する義務、および特定の機能を継続的に提供または有効にする義務を負うものではありません。

お客様のデバイスの設定に基づき、お客様のデバイスがインターネットに接続されている場合、以下のいずれかが行われます。

- (1) 本ソフトウェアは、利用可能なすべてのアップデートを自動的にダウンロードおよびインストールする場合があります。
- (2) お客様は、利用可能なアップデートの通知を受けたり、ダウンロードおよびインストールを促されたりする場合があります。

お客様において、アップデートのインストールを怠った場合、本ソフトウェアまたはその一部が適切に動作しない可能性があることを了承し、これに同意するものとします。また、お客様は、すべてのアップデートが本ソフトウェアの一部とみなされ、本契約のすべての条項に従うことに同意されたものとします。

## 6. 契約期間および契約解除

本契約は、解除されるまでの間有効に存続します。スターは、いつでも、通知なく本契約を終了することができるものとします。また、お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、本契約に基づくお客様の権利は、スターからの通知を要することなく、自動的に解除されるものとします。お客様は、本ソフトウェアおよびそのすべてのコピーをお客様のデバイスから削除することにより、本契約を終了することができます。本契約の解除と同時に、本契約に基づいてお客様に付与されたすべての権利が終了するものとし、お客様は本ソフトウェアの使用を一切停止し、本ソフトウェアの全部または一部の複製すべてを廃棄しなければなりません。本契約の解除は、スターの法律上または衡平法上の権利または救済手段を制限するものではありません。

## 7. 保証の免責

本ソフトウェアを使用する上での危険はお客様の自己責任であり、十分な品質、性能、正確性および成果に関する危険負担はすべてお客様にあることを、お客様は、明確に認識し、これを了承します。本ソフトウェアは、たとえこれに瑕疵が存在しているとしても一切の保証を伴わない、いわゆる「現状有姿（現状のまま）渡し」で提供されるもので、法律によって許される最大の限度でスターおよびスターのライセンサーは、本ソフトウェアに関し、明示、黙示または法令上のいかなる保証または条件についても責任を負いません。係る免責の対象となる保証または条件には、商品性、十分な品質、特定の目的についての適合性、正確性、権原担保責任および第三者の権利の非侵害に関する、黙示の保証および／または条件を含みますがこれらに限られません。

スターは、本ソフトウェアに関するお客様の権利享有が妨害されないこと、本ソフトウェアの機能がお客様の要求に適合すること、本ソフトウェアが支障または誤りなく作動すること、または本ソフトウェアの欠陥が修正されることを保証しません。スターまたはスターの正規代理人が与えたいかなる口頭または書面による情報または助言も、新たな保証を付与するものではありません。スターは、本ソフトウェアに関し、いかなるメンテナンス・サポート、テクニカル・サポートまたはその他のサポートをも提供する義務を負いません。万一、本ソフトウェアについて欠陥が発見された場合、お客様は、必要となるすべてのサービス、修理または修正に関する全費用を負担しなければなりません。

## 8. 補償

お客様は、お客様による本ソフトウェアの使用または誤用、あるいは本契約の違反に起因または関連する、合理的な弁護士費用を含むあらゆる種類の損失、損害、負債、欠陥、請求、訴訟、判決、和解、利子、契約、罰則、罰金、費用、または経費について、スターおよびその役員、取締役、従業員、代理人、関連会社、後継者、および譲受人を補償し、防御し、免責することに同意したものとします。

## 9. 責任の限定

法律によって許される最大の限度で、スターは、本ソフトウェアの使用または使用不能に起因するかもしくは関連する、逸失利益、データの消失、業務の中断またはその他の商業的損害または損失等を含む、人体損傷または付随的、特別の、間接的または二次的損害等について、これらがいかにして発生したものであっても、責任論（契約、不法行為等）に関係なく、またスターが当該損害の可能性を示唆されていた場合においても、一切の責任を負いません。スターは、いかなる場合であっても、契約上または不法行為に基づくものか否かを問わず、あらゆる種類の損害について責任を負わないものとします。損害の責任を負う場合であっ

ても、その損害の額は、当該責任が生じた事由の直前の3か月間において、お客様より実際に支払われた本ソフトウェアの使用許諾の対価を超えないものとします。

## 10. 輸出管理規制

本ソフトウェアは、「外国為替及び外国貿易法」およびその関連規制を含む法令ならびに「アメリカ合衆国輸出管理規則」またはその他の国の輸出規制法の対象となる場合があります。お客様は、直接的にも間接的にも、法律、規則、規制により輸出、再輸出、リリースが禁止されている司法管轄区や国に対して、本ソフトウェアを輸出、再輸出、リリースしたり、本ソフトウェアにアクセスできるようにしたりしてはなりません。お客様は、輸出、再輸出、リリース、またはその他の方法で本ソフトウェアを法域外で使用可能にする前に、適用されるすべての法律、規制、および規則を遵守し、必要とされる手続きを完了するものとします（必要な輸出許可またはその他の政府承認の取得を含む）。

## 11. 秘密保持

お客様は、本契約および本ソフトウェアの利用に関連して知り得たスターの技術上または営業上その他業務上の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を本ソフトウェアの利用の目的のみに使用するものとし、第三者に開示、漏洩しないものとします。ただし、以下に定める情報は秘密情報についてはこの限りではありません。

- (1) 開示、提供の時点において既に公知であった情報
- (2) 開示の時点において既に保有していた情報
- (3) 第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
- (4) 開示、提供された情報を利用せず、独自に開発したことが証明された情報

## 12. 第三者ソフトウェア

本ソフトウェアの全部または一部に、オープンソースソフトウェアなどスター以外の第三者のソフトウェアその他知的財産（以下「第三者ソフトウェア」といいます。）が含まれる場合、お客様は、第三者ソフトウェアの使用について、当該第三者が提供している使用許諾条件に従わなければなりません。本契約の条項は、第三者が提供する各使用許諾条件に係る権利を何ら制限するものではありません。また、各使用許諾条件上の制限により本ソフトウェアの使用に制限が加えられた場合であっても、スターはその責任を負いません。なお、本ソフトウェアに第三者ソフトウェアが含まれる場合、その使用許諾条件は、"SoftwareLicenseAgreementAppendix.pdf" その他スターの提供するドキュメントに記載します。すべての第三者ソフトウェアは、あらゆるすべての種類の保証も責任を伴わない現状有姿で提供されるものとします。

## 13. 準拠法および分割可能性

本契約は、日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されます。本契約のいずれかの条項またはその一部について、管轄権ある裁判所が、何らかの理由により、無効であると判断した場合であっても、本契約のその余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

## 14. 完全合意

本契約は、本ソフトウェアに関するお客様とスターとの間の完全な合意を構成するものであり、書面または口頭を問わず、本ソフトウェアに関するすべての事前または同時の了解事項や合意に優先します。



## 15. 権利放棄

いずれの当事者も、本契約上の権利または権限を行使しなかったり、行使が遅れたりしても、それを放棄したことにはならず、また、本契約上の権利または権限を単独または部分的に行使しても、本契約上の当該権利またはその他の権利のさらなる行使が妨げられることはありません。本契約と適用される購入条件またはその他の条件との間に矛盾がある場合は、本契約の条件が適用されます。

## 16. 損害賠償

お客様が本契約の条項に違反した場合、スターは、本契約およびお客様と他のあらゆる契約を解除することができるものとし、当該解除によりスターが被った損害賠償を請求することができるものとし、

## 17. 変更

スターは本契約をいつでも変更することができるものとし、変更する場合、スターは、変更の旨および変更後の内容を、同社ウェブサイトにおける表示その他の適切な方法により周知いたします。なお、変更後の契約は、スターが別途定める場合を除き、同社ウェブサイトに表示した時点より、効力を生じるものとなります。最新のソフトウェア使用許諾書は、[こちらのページ](#)から確認することができます。

## II. 開発者用契約条項（一般契約条項の補填）

お客様がスターの開発パートナーであり、本ソフトウェアにスターのソフトウェア開発キット（以下「SDK」といいます。）または API が含まれている場合、お客様による SDK および API の使用に関しては、**I. 一般契約条項**の各条項に加え、本開発者用契約条項が適用されます。なお、**I. 一般契約条項**と本開発者用契約条項の内容に矛盾がある場合は、本開発者用契約条項が優先して適用されます。

お客様は、スターが提供する SDK および API を使用する前に、以下の条件をよくお読みください。

なお、各用語の定義は次のとおりとします。

「SDK」とは、ダウンロードできるライブラリ、アプリケーション、ドキュメントからなるパッケージのことをいい、本契約の規定に従って、お客様の所持するスター製品やデバイスとの通信を可能にするためのソフトウェアアプリケーション（以下「アプリケーション」といいます。）の開発およびテストに関連してのみ使用することができます（以下「本使用」といいます）。

「API」とは、本使用のためにダウンロードとして提供されるアプリケーションプログラミングインタフェースの情報、仕様、および文書を指します。

### 1. ライセンス

スターは、お客様に対し、**I. 一般契約条項**および本開発者用契約条項に記載されている条件および制限に従って、SDK および SDK のヒューマンリーダブルコード（以下「本ソースコード」といいます。）を含む API を使用するための限定的、非独占的、譲渡不能のライセンスを付与します。

### 2. ソースコードの利用

本 SDK は、本使用に関連してのみ使用されることを条件に、あらゆるパーソナルコンピュータまたはネット

---

トワーク機器で使用することができます。お客様は、本使用のために本ソースコードを内部的に使用することができ、本ソースコードの全部または一部をお客様のアプリケーションに使用、変更または結合し、オブジェクトコード形式のみでお客様のアプリケーションの一部としてのみ配布することができます。